

東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）

平成23年3月30日付22福保障居第2663号
平成23年9月30日付23福保障居第1831号
平成24年3月30日付23福保障居第3295号
平成25年3月29日付24福保障居第2867号
平成26年3月31日付25福保障居第2708号
平成28年3月31日付27福保障居第3369号
平成31年4月26日付31福保障施第450号
改正 令和8年3月31日付7福祉障施第3546号

第1 目的

東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（以下「補助金」という。）は、社会福祉法人及び日本赤十字社（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する社会福祉施設の運営等（以下「補助事業」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、社会福祉施設利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 交付の対象及び用語の定義

- この補助金は、第3に定める社会福祉施設を東京都の区域外に設置し、かつ、適正な運営が行われている社会福祉法人等を交付の対象とする。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- この要綱において使用する用語の定義は、別表1に定めるところによる。

第3 交付の対象施設、交付対象者及び対象経費

1 交付対象施設

この補助金の交付の対象となる社会福祉施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に基づく障害者支援施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に基づく指定障害児入所施設の指定を受けているものを除く。以下同じ。）であって、適正な運営が確保されている別表2に掲げる施設（以下「交付対象施設」という。）とする。ただし、東京都知事（以下「知事」という。）は、交付対象施設が別表1に定める施設区分のいずれかに該当しなくなったときは、この交付要綱による交付対象施設としないことができる。

- 次のいずれかに該当する交付対象施設に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。
 - 障害者総合支援法若しくは社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの

- (2) 障害者総合支援法若しくは社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した社会福祉法人等が設置するもの
- (3) 障害者総合支援法及び社会福祉法の規定に基づき地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人等が設置するもの
- (5) 東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業実施要綱（平成16年3月30日付15福総画第406号）に基づく運営情報等公表事業を実施しないもの（ただし、別表1の（2）、（3）及び（4）に定める施設を除く。）

3 この補助金の交付の対象となる経費は、次の経費とする。

- (1) 交付対象施設の運営費
- (2) 交付対象施設のための施設整備費

4 交付対象者 この要綱に定める補助金の対象となる者は（以下「交付対象者」という。）、下記に定める障害者とする。

- (1) この要綱第4の1の補助金の対象となる者は、特別区及び東京都に存する市町村の介護給付費等の支給を受ける者とする。ただし、別表1の（3）及び（4）に定める施設を利用する場合は、次に該当するものに限る。

ア 別表1の（3）に定める施設を利用する場合

昭和55年4月1日以前から特別区及び東京都に存する市町村の措置により、当該施設を利用していた者で、平成23年4月1日以降も引き続き当該施設を利用する者。

イ 別表1の（4）に定める施設を利用する場合

平成15年3月31日以前から当該施設を利用している者。ただし、神奈川県内所在施設については、平成17年3月31日以前から当該施設を利用している者とする。

- (2) この要綱第4の2の補助金の対象となる者は、別表1の（1）に定める施設を利用する者のうち、特別区及び東京都の区域内に存する市町村の介護給付費等の支給を受ける者に限る。
- (3) 別表1の（1）に定める施設については、平成23年3月31日現在の利用者が引き続き当該施設を利用する場合に限り、他の道府県の市町村が支給する介護給付費等を受けるものについても本則第4の1の補助金の交付対象者とみなす。

第4 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、次の1から3により算定した額の合計額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

1 基本補助の算定 事業実施年度における各月について、別表3に施設規模別に定める障害福祉サービス種別・月額単価（一人当たり）に各月初日の月額単価に応じた現員を乗じて得た額の合計額

2 施設の努力・実績に対する加算の算定

別表4に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す数式により算定した額の合計額。

なお、対象の加算項目については、別表2による。

3 サービス評価・改善計画加算の算定

別表5に掲げる加算項目について、同表に示す算定基準により算定した額

第5 補助金の交付の申請

この補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、別に定める日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

第6 変更の交付申請

この補助金の交付申請の内容を変更しようとする社会福祉法人等は、別に定める日までに補助金変更交付申請書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

第7 交付の決定等

知事は、第5又は第6による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、相当と認めた場合は、交付を決定し、申請者に通知する。

第8 補助金の交付方法

この補助金は、社会福祉法人等の請求に基づき、原則として第7で決定した額の1/2分の1の額を各月末日までに交付する。ただし、運営月数が1年に満たない場合は、この限りでない。

第9 事務委託

知事は、この補助金に係る事務の一部を、当該事務等を適切に行うことができる法人等に委託することができる。

第10 交付の条件

この補助金は、次の条件を付して交付する。

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

社会福祉法人等は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 種目別の経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

社会福祉法人等は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

社会福祉法人等は、知事の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し、書面により報告しなければならない。

5 遂行命令及び遂行の一時停止命令

- (1) 知事は、社会福祉法人等が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、社会福祉法人等に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) 社会福祉法人等が（1）の命令に違反したときは、知事は、社会福祉法人等に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 実績報告書の提出

社会福祉法人等は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、6月5日までに実績報告書（別記第3号様式）を提出しなければならない。
2（3）の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

7 補助金の額の確定等

知事は、6の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人等に通知する。

8 是正のための措置

知事は、7の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、社会福祉法人等に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

9 決定の取消し

- (1) 知事は、社会福祉法人等が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
 - エ 補助金の交付決定を受けた者が第2のただし書に該当するに至ったとき。
- (2) （1）の規定は、7の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

10 補助金の返還

- (1) 知事は、1又は9の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) 知事は、7の規定により社会福祉法人等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

11 違約加算金及び延滞金

- (1) 社会福祉法人等は、9（1）の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 社会福祉法人等は、補助金の返還を命じられたにもかかわらずこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1.2 違約加算金の計算

- (1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における1.1（1）の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの日において受領したものとする。
- (2) 1.1（1）の規定により社会福祉法人等が納付した違約加算金は、社会福祉法人等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

1.3 延滞金の計算

- 1.1（2）の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

1.4 他の補助金等の一時停止等

知事は、社会福祉法人等に対し、補助金の返還を命じ、社会福祉法人等が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、社会福祉法人等に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

1.5 財産処分の制限

- (1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

1.6 交付対象施設の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける社会福祉法人等は、交付対象施設の運営に当たっては、別表6に定める各事項に留意し、遵守しなければならない。

- 1.7 施設に備える書類等 この補助金の交付を受ける社会福祉法人等は、別表7に定める書類を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

第11 特別基準

特別の事情により、第4から第10までに定める算定基準、交付の手續等によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによることができる。

第12 その他

この要綱の定めるもののほか、必要な事項は別に定める要領による。

附 則（平成23年3月30日付22福保障居第2663号）第1
この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成22年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

第3 平成23年度の特例

平成23年度については、本則の規定にかかわらず交付額の算定は次による。

- (1) 本則第4の1及び2の合計額が東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（平成22年3月8日付21福保障居第2410号）に基づく補助金の平成21年度交付額からサービス評価・改善計画加算を除いた額（以下「平成21年度交付額」という。）を上回る場合については、平成21年度交付額に2.0を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を上限とし、それに本則第4の3の額を加えた額とする。
- (2) 本則第4の1及び2の合計額が平成21年度交付額を下回る場合については、平成21年度交付額に0.9を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を下限とし、それに本則第4の3の額を加えた額とする。
- (3) 別表1の(1)及び(3)に掲げる施設について、平成23年4月1日時点で、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する指定身体障害者入所更生施設、指定身体障害者療護施設（入所のみ）及び指定特定身体障害者入所授産施設又は障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する指定知的障害者入所更生施設及び指定特定知的障害者入所授産施設である場合は、上記(1)又は(2)によらず、平成21年度交付額に0.8を乗じて得た額に、本則第4の3の額を加えた額とする。
- (4) 上記(1)から(3)まで以外の場合は本則第4の1から3までの合計額とする。

第4 平成24年度の特例

平成24年度については、本則の規定にかかわらず交付額の算定は次による。

- (1) 本則第4の1及び2の合計額が平成21年度交付額を上回る場合については、平成21年度交付額に3.0を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を上限とし、それに本則第4の3の額を加えた額とする。

- (2) 本則第4の1及び2の合計額が平成21年度交付額を下回る場合については、平成21年度交付額に0.75を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を下限とし、それに本則第4の3の額を加えた額とする。
- (3) 上記（1）及び（2）以外の場合は本則第4の1から3までの合計額とする。

第5 平成25年度の特例

平成25年度については、本則の規定にかかわらず交付額の算定は次による。

- (1) 本則第4の1及び2の合計額が21年度交付額を上回る場合については、平成21年度交付額に4.0を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。）を上限とし、それに本則第4の3の額を加えた額とする。
- (2) 本則第4の1及び2の合計額が平成21年度交付額を下回る場合については、平成21年度交付額に0.60を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を下限とし、それに本則第4の3の額を加えた額とする。
- (3) 上記（1）及び（2）以外の場合は本則第4の1から3までの合計額とする。

附 則（平成23年9月30日付23福保障居第1831号）この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日付23福保障居第3295号）この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日付24福保障居第2867号）この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日付25福保障居第2708号）この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日付27福保障居第3369号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日付31福保障施第450号）

第1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成30年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

附 則（令和8年 月 日付7福祉障施第 号）
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。